

## 東京都板橋区立高齢者在宅サービスセンター 指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立高齢者在宅サービスセンター（以下「センター」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立高齢者在宅サービスセンター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第3条 委員会は、東京都板橋区立高齢者在宅サービスセンター条例（以下「条例」という。）第8条第2項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する委員6人をもって構成し、そのうち半数以上を有識者も含めた外部委員とする。

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から当該年度の末日までとする。ただし、やむを得ない理由があると区長が認める場合はこの限りではない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(所管事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事務を所管する。

(1) 第8条に規定する審査項目にしたがい、センターの管理を行わせるに最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定すること。

(2) 前号の選定結果を区長に報告すること。

(3) 前各号のほか、指定管理者の指定に関して区長が必要と認める事務

2 委員会は、前項に掲げる事務について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。

3 委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は当該委員を本件選定から除外することができる。

4 委員は、選定の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、区長

が公表した情報及び選定委員会が公表した情報については、この限りではない  
(審査項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、条例第8条第3号及び次に掲げる選定の基準  
に応じ、次に掲げる審査項目により行うものとする。

- (1) 団体の方針及び応募目的
- (2) 施設運營業務の計画
- (3) 施設維持管理業務の計画
- (4) サービス向上の取り組み
- (5) 収支計画書
- (6) 地域貢献策
- (7) 法令順守と危機管理
- (8) 申請団体の経営状況
- (9) 申請団体の事業実績
- (10) 申請団体の人的・技術的資源

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条に規定する評価の対象となる項目を書類により審査する。

イ アによる審査結果について審議し、評価の高い団体を選定する。ただし、  
第一次審査により選定する団体は、1施設あたり3団体以内とする。

(2) 第二次審査

ア 第一次審査により選定された団体によるプレゼンテーションを行い、この  
評価を加え審査する。

イ アによる審査結果について審議し、評価の最も高い団体を候補団体とし、  
次いで評価の高い団体を次点として選定する。

2 第一次審査及び第二次審査は、非公開とする。

3 条例第8条第1項ただし書に規定する公募によらない選定を行う場合の審査方法  
については、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、当該施設を所管する課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は平成17年10月 6日から施行する。

付 則

この一部改正は平成19年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は平成22年9月1日から施行する。